

第13回八幡市農業委員会議事録

令和6年8月5日（月） 午後2時00分

八幡市役所 5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 長村 信幸

前書は令和6年8月5日開催の第13回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （関東 豊則） _____

署名委員 （西川 吉之） _____

案 件

議案第 38 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 39 号 農地法第 4 条許可申請審議の件
議案第 40 号 非農地証明願い承認の件

出席農業委員

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 畑中 邦夫 | 関東 豊則 | 西川 吉之 | 古里 治彦 |
| 北川 邦彦 | 長村 信幸 | 西村 忠雄 | 符川 亮 |
| 金谷 泰宏 | 辻 典彦 | 奥村 芳治 | 西川 茂男 |

欠席

| | |
|-------|--------|
| 前田 孝文 | 猪飼 美和子 |
|-------|--------|

出席農地利用最適化推進委員

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 伊澤 治彦 | 山田 晃嗣 | 金森 一幸 | 小里 隆信 |
| 佐野 富彦 | 堀口 雅智 | | |

欠席

| | |
|-------|-------|
| 上野 信昭 | 關西 保博 |
|-------|-------|

事務局

| | | |
|-------|-------|-------|
| 岩崎 真哉 | 梶浦 靖人 | 石原 毅之 |
|-------|-------|-------|

議長
(長村会長)

ただ今から、第13回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の農業委員の出席は、12名ですので、本総会は成立しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までといたします。

次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、
本日の署名委員さんについては、議席番号2番 関東 豊則 委員と議席
番号3番 西川 吉之 委員にお願いします。

| | |
|---------|---|
| 議長 | <p>それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第38号農地法第3条許可申請審議の件」について議題といたします。</p> <p>本案件については、〇〇委員に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員退室)</p> <p>事務局朗読説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>「議案第38号 農地法第3条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人については議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 申請物件所在 戸津北戸津 地目 田、面積306㎡ 外1筆でございます。</p> <p>(法説明) 本件譲受人につきまして、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また、今回の案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。</p> |
| 議長 | <p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p> |
| 農業振興部会長 | <p>さる7月29日に農業振興部会を開催し、「議案第38号農地法第3条許可申請審議の件」につきまして協議した結果、部会としては異議はございません。</p> |
| 議長 | <p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p> |
| 委員一同 | <p>(異議ナシ)</p> |

| | |
|-------------|---|
| 議 長 | <p>「異議ナシ」でございますので、「議案第38号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。</p> <p>〇〇委員の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委委員入室)</p> <p>次に「議案第39号 農地法第4条許可申請審議の件」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>「議案第39号 農地法第4条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。申請人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 申請物件所在 戸津中代 地目 田、面積 363 m² 外1筆</p> <p>転用目的は農業用施設でございます。</p> <p>(法説明)</p> <p>本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロに規定する地域(1種農地)に該当します。今回の申請につきましては、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定されている「農地の転用の不許可の例外」に該当するの「農業用施設」であることから許可相当と考えます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p> |
| 農地転用 部会長 | <p>「議案第39号 農地法第4条許可申請審議の件」について農地転用部会を開催し協議した結果、部会としては異議はございません。</p> |
| 議 長 | <p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p> |
| 委員一同 | <p>(異議ナシ)</p> |
| 議 長 | <p>「異議ナシ」でございますので、「議案第39号 農地法第4条許可申請審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします</p> |
| 議 長 | <p>次に「議案第40号 非農地証明願い承認の件」を議題といたします。</p> <p>事務局に朗読説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第40号 非農地証明願い承認の件についてご説明申し上げます。願出人につきましては議案書をご参照願います。</p> |

| | |
|-------------|--|
| | <p>No.1 申請物件所在 (1)八幡軸 地目 田、面積 698 m²、 (2)八幡軸 地目 田、面積 69 m²、 議案第40号のうち(1)につきましては、平成6年以前から雑種地として使用しているため、非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。 (2)につきましては、平成17年以前から道路敷地として使用しているため、非農地証明願いの承認については、問題がないものと考えます。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。</p> |
| 農地転用 部会長 | <p>「議案第40号 非農地証明願い承認の件」につきまして、部会としては異議はございません。</p> |
| 議 長 | <p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p> |
| 委員一同 | <p>(異議ナシ)</p> |
| 議 長 | <p>「異議ナシ」でございますので「議案第40号 非農地証明願い承認の件」につきましては、承認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>最後に何かございませんか。</p> <p>無いようでございますので、これをもちまして、第13回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p> |